

## 匠瑳市まち・ひと・しごと創生市民会議規則

### (設置)

第1条 市は、人口の減少や少子高齢化の進行に対応し、将来にわたって活力あるまちづくりを進めるに当たり、広く市民その他の者から意見を聴取し、まち・ひと・しごと創生に関する施策に反映させるため、匠瑳市まち・ひと・しごと創生市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まち・ひと・しごと創生 匠瑳市の区域におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生として、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することをいう。

(2) 匠瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略 匠瑳市における法第10条第1項に規定する市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画をいう。

### (所掌事項)

第3条 市民会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 匠瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 匠瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民会議の設置の目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 市民会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 市民会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、市民会議を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議は、副委員長及び委員（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。